

委員会提出議案第1号

橋本市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項
及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年9月26日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 田 中 博 晃

橋本市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例

橋本市議会の議決すべき事項を定める条例(平成 18 年橋本市条例 228 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、橋本市議会において議決すべき事項を次のとおり定める。 (1)～(3) 略 (4) <u>橋本市長期総合計画の基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。</u> | 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、橋本市議会において議決すべき事項を次のとおり定める。 (1)～(3) 略 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。